

提出日(西暦)	2018年 7月26日
---------	-------------

## 品質管理システム概要書(2018年 7月 1日現在)

監査事務所名 虎ノ門有限責任監査法人

代表者名 佐々木 健一

### 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員会の代表者が、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

社員会は、品質管理システムの整備及び運用の執行者として品質管理責任者を選任することとしております。

監査責任者は、品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負っております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

### 2. 職業倫理及び独立性

#### (1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

#### (2) 独立性

当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、違反を識別した場合にはこれに対する適切な措置を講ずることとしております。

#### (3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、大会社等の監査業務については、監査責任者、独立審査担当社員及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新

契約の新規締結及び更新の判断においては、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことを確かめることとしております。

契約の新規締結及び更新は、当該判断に重要な影響を及ぼす事項を評価した結果に基づき、社員会が指名する契約審査担当社員において決定することとしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクを考慮して監査業務の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

#### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人は、適切な専門要員を確保するために、人事に関する以下の方針及び手続を定めております。

専門要員の採用のプロセスにおいて必要な適性と能力を高める資質を備えた誠実な人材を選考することに配慮すること。

継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行うために、CPE履修等の教育研修を奨励するとともに、訓練を含む継続的な能力開発に努めること。

専門要員の監査業務の実施、職業的専門家としての能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して評価・助言をするとともに、専門要員の昇進を検討する場合には、監査業務の品質や職業倫理の遵守に関する事項を考慮すること。監査責任者は、その職責を果たすのに適切な能力、適性、経験及び独立性を確保するとともに、これらを考慮の上、それぞれの監査業務の専門要員を選任すること。

【不正リスクへの対応】

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

#### 5．業務の実施

##### (1) 監査業務の実施

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代に関して、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。

【不正リスクへの対応】

監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務を監督する責任、及び、監査調書を査閲する責任を負っております。

## (2) 専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項を解決するために、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者へ問合せを行う場合の方針及び手続を定めております。

### 【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識又は経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

## (3) 審査

当法人は、品質管理規程に基づき審査を実施しない場合を除き、全ての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、監査業務に係る審査の方針及び手続を定め、独立審査担当社員による監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。なお、当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、審査が完了した日以降を監査報告書日とするものと定めております。

### 【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価・リスク対応手続の妥当性及び入手した監査証拠の十分性及び適切性に関する審査の受審が義務付けられております。

## (4) 監査上の判断の相違

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と独立審査担当社員との間の監査上の判断の相違を解決するため、適切な措置をとるものと定めており、当該相違が解決しない限り、監査報告書を発行しないものと定めております。

## (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。また、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するために、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めております。その他にも、監査調書の保存期限、保存方法に関する方針及び手続を定めております。

## 6 . 品質管理のシステムの監視

### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムに関する日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応状況（監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継）について、定期的な検証により、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正

品質管理担当責任者は、品質管理システムの監視によって発見された不備の影響を評価し、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達すること及び発見された不備のタイプに応じた必要な是正措置の内容を定めております。

(3) 不服と疑義の申立て

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不正リスク対応基準が適用される監査業務を含め、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に基づき、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針と手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

監査チームが実施した引継の状況については品質管理担当責任者に報告しなければならないこととしております。

8. 共同監査

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、各々の監査事務所間の業務の分担方法、監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法、監査業務に係る審査に関する事項、各々の監査事務所相互間で取り交わすべき書類等を協定書で定めております。

9. 組織再編を行った場合の対応

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A 4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A 4判に限る。)を添付することができる。

2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を「不正リスクへの対応」という見出し等を付して明瞭にすること。

3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。

4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。